

平成 29 年 10 月 7 日

各登録団体代表者様

角筈地域センター管理運営委員会

団体登録の更新手続きについて

いつも角筈地域センターをご利用いただきありがとうございます。

現在の団体登録（登録証）の有効期限は、平成 30 年 3 月 31 日までです。平成 30 年 4 月以降も登録団体として引き続き地域センターをご利用いただく場合は、下記のとおり更新手続きをお願いします。

記

1 提出書類（各 1 部）

- (1) 団体登録申請書
- (2) 団体の規約、定款等
- (3) 会員名簿
- (4) 「角筈地域センター登録団体様のご利用にあたって」
- (5) 新宿区協働推進基金登録通知書（写）※NPO 法人に限りご提出ください。

2 手続きできる方

団体の代表者（NPO 法人については連絡担当者も可）

※手続きの際は、新宿区内に住所を有することを証明できる書類（運転免許証、健康保険証など）をお持ちください。

3 提出期限

平成 29 年 11 月 24 日（金）必着

※ 上記期限までに提出がない場合は、平成 30 年 4 月以降に登録団体として地域センターをご利用いただけなくなりますので、ご注意ください。

更新手続きを行っていない状態で、4 月以降の利用申請を行っても当該予約は無効となり、ご利用いただけませんので、ご注意ください。

4 提出先・問い合わせ先

角筈地域センター 8 階 事務局
新宿区 西新宿 4 丁目 33 番 7 号
電話 03-3377-1373

5 新しい登録証の交付

手続きが完了した団体については、平成 30 年 1 月の一斉受付から現行の登録証と引き換えに新しい登録証を交付します。

平成 30 年 2 月 3 日（土）の平成 30 年 4 月分一斉受付には、新しい登録証が必要です。1 月中に新しい登録証との引き換えを済ませてください。